

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-④)

政策(※1)名	政策4:地域振興(地域力創造)				担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 長谷川 淳二			
政策の概要	地域経済の好循環の更なる拡大や、定住自立圏構想等新たな圏域づくりの推進、地域おこし協力隊やJETの活用等地域の自立の促進、過疎対策の推進など地域振興の施策に取り組む。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	【最終アウトカム】:地方圏において人口減少が急速に進む中で、地方創生と地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進を実現する。 【中間アウトカム】:地域経済に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」の構築、条件不利地域の自立・活性化、地域多文化共生の推進・地域のグローバル化等を実現する。					政策評価実施予定時期	令和2年8月				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		目標(値)		基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
				基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度			
地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること	産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援	①	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)の投資効果及び雇用創出効果<アウトカム指標>	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:4.9倍 (平成26年度から平成28年度までの累積)	平成28年度	直近3年度の投資効果及び地元雇用創出効果以上	令和元年度	26年度から28年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上 投資効果:2.67倍 地元雇用創出効果:6.0倍	27年度から29年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上 投資効果:2.57倍 地元雇用創出効果:3.86倍	28年度から30年度までの投資効果及び地元雇用創出効果以上 -	金融機関の預貸率が低調に推移する中、地域経済活性化のためには、地域金融機関の融資を引き出すことや、地域に「雇用の場」を創出することが重要と考えられるため、指標として設定。 ※投資効果は、交付金の確定額に対する初期投資額の割合を示したものの。「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用人件費の割合を示したものの。「地元雇用人件費(融資期間分)/補助額」で算出。 ※補助額については、平成27年度までは「国費」のみで、平成28年度からは「国費+地方費」で算出。 ※融資額は、平成30年度末時点で151億円(平成24年度からの累計)。
	エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指すマスタープランの策定を支援	2	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン新規策定団体数<アウトプット指標>	4団体	平成29年度	4団体以上	令和元年度	4団体以上 4団体	4団体以上 3団体	4団体以上 -	エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築のためには、事業化に向け、計画的に進めていくことが重要と考えられることから、指標として設定。 ※平成29年度に委託事業から交付金事業にスキームを変更(自治体の負担が発生)したため、当初設定した基準及び目標を見直すこととし、各年度において、平成29年度の新規策定団体数(4団体)以上に変更した。 ※平成26~28年度は計39団体が策定した。
過疎地域の自立促進に係る措置を実施	3	過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合<アウトカム指標>	-0.62% (平成20~22年度の平均)	平成22年度	-0.62%以上	令和2年度	-0.62%以上 -0.56%	-0.62%以上 -0.57%	-0.62%以上 -	過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。 目標年度は、過疎法の最終年度である令和2年度としている。	
中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する取組	4	定住自立圏の協定締結等圏域数<アウトプット指標> 【新経済・財政再生計画関連:地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑯】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	79圏域	平成26年度	140圏域	令和2年度	140圏域 121圏域	140圏域 123圏域	- -	人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、令和2年としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	子どもの地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会の確保	5	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 ＜アウトプット指標＞	0.93% (平成26～28年度の平均)	平成28年度	0.93%以上	令和元年度	0.93%以上	0.93%以上	0.93%以上	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。 地域おこし協力隊について、まち・ひと・しごと総合戦略において、令和6年度までに隊員数を8,000人にするとのKPIが設定されているところ。 ※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校、中学校の児童等を対象とした宿泊体験活動（農山漁村での自然体験、農林漁業体験等） ※地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施
	地域力の維持・強化を図るため担い手となる人材を確保	⑥	地域おこし協力隊員の人数 ＜アウトプット指標＞	3,978人	平成28年度	8,000人以上	令和6年度	8,000人以上(令和6年度までの目標値)			【参考】 (平成29年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,735人 地域おこし協力隊員の人数 4,830人 (平成28年度値) 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 61,722人 地域おこし協力隊員の人数 3,978人 ○総人口に対する地方圏の人口割合 (平成27年)48.2% (平成22年)49% ※平成29年3月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者2,230名のうち、約6割(1,396人)が定住又は地域協力活動に従事している(平成29年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果)。
	中心市街地活性化のためイベント等のソフト事業を実施	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	654件 (平成27～28年度の平均)	平成28年度	654件以上	令和元年度	654件以上	654件以上	654件以上	まち・ひと・しごと総合戦略においても中心市街地活性化が地方創生の一環として重要な施策に位置付けられ、中心市街地での周遊や新規出店を促す仕組みが重要であることを踏まえ、地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	外国青年を日本に招致し、地域の国際化に従事するJETプログラムを推進	⑧	JETプログラムの招致人数 ＜アウトプット指標＞	JETプログラムの招致人数 4,952人 (平成28年7月1日現在)	平成28年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	令和元年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する指針・計画等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。
	外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%(平成29年4月1日現在)	平成28年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	令和元年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上	※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている(平成30年度までの参加者累計68,570人)。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	120百万円 (69百万円)	123百万円 (78百万円)	123百万円	5~9	<p>有識者等外部の提言や地方公共団体の意見を取り入れつつ、地域力創造施策を進めるとともに、地域の先進的な取組を全国で紹介している。また、地域における外部人材の活用を支援するとともに、人材力活性化施策の推進、地域間の連携交流の推進、地域の国際交流・協力の推進、地域の多文化共生の推進などにより、今後の地域力創造の展開を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 全国地域づくり人材塾修了者数、JETプログラム招致人数 【活動指標(アウトプット)】 地域力創造に関する施策説明会等の開催回数:15回(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域振興に必要な経費を措置することにより、全国地域づくり人材塾の修了者が増加するなど、地域づくりに関する知識・経験を持った人が増加し、人材力の活性化や地域間の連携交流などが図られることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0014
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)	3,731百万円 (1,631百万円)	3,007百万円 (1,282百万円)	2,242百万円	1	<p>地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その実施に要する経費を交付する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域経済循環創造事業交付金交付決定団体の投資効果:2.56倍(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 地域経済循環創造事業交付金の交付決定事業数:20件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 「地域経済循環の創造」の推進に要する経費にて「ローカル10,000プロジェクト」を実施し、雇用吸収力の大きい地域密着型事業を立ち上げることで、投資効果や地元雇用創出効果などの経済効果が創出され、地域の活性化に寄与する。</p>	0015
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	783百万円 (763百万円)	706百万円 (668百万円)	752百万円	3	<p>○過疎地域等自立活性化推進交付金 過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対する、先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援(1件当たり1千万円以内)、過疎地域における住宅団地の造成や空き家の改修、季節居住団地の造成等に要する経費を支援(補助率1/2以内)、過疎地域の廃校舎等を活用して行う、地域振興施設や地域間交流施設等の整備に要する経費を支援(補助率1/3以内)、集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興の取組を支援(1件当たり2千万円以内) ○調査委託事業:今後の過疎対策のあり方、過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合:-0.6%(平成32年度) 採択事業の成果目標の達成度:100%(平成32年度) 賃貸・分譲開始の1年後の入居率:80%(平成32年度) 施設利用開始後1年間の施設利用者数:3,000人/件(平成32年度) 小さな拠点の形成数につき、平成32年度末までに1,000箇所 【活動指標(アウトプット)】 過疎地域等自立活性化推進事業の交付件数:29件(平成30年度) 過疎地域集落再編整備事業の交付件数:6件(平成30年度) 過疎地域遊休施設再整備事業の交付件数:2件(平成30年度) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の交付件数:18件(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 過疎地域振興対策等に要する経費にて、過疎市町村による主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等を支援することにより、当該地域の実情に応じた過疎対策が図られ、過疎地域への転入者数の増加及び転出者数が抑制され、地域の元気をづくりに寄与する。</p>	0016
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:地方行政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行政基盤の構築)⑮】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	6百万円 (2百万円)	5百万円 (1百万円)	5百万円	4	<p>各定住自立圏の参考となる取組事例について調査・分析を行うとともに、シンポジウムや意見交換会の開催等によって地方公共団体等への情報提供を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 総人口に対する地方圏の人口割合:48.2%(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 定住自立圏の圏域数:123(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 定住自立圏構想推進費を措置することにより、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体に必要な生活機能確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏での定住の受け皿を形成することを通じ、地方圏の人口の維持につなげ、地域の元気をづくりに寄与する。</p>	0017

<p>(5)</p>	<p>都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)</p>	<p>35百万円 (8百万円)</p>	<p>39百万円 (10百万円)</p>	<p>37百万円</p>	<p>5</p> <p>子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を活用した取組について、地方公共団体から提案を受け、その中から他地域のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択し、先進事例を構築する。また、これらの先進事例を紹介する子ども農山漁村交流プロジェクト推進セミナーを開催し、当プロジェクトの一層の推進を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数:58,000人(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした事例数:8事例(平成30年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 モデル実証事業やセミナーを実施することにより先進事例を構築するとともに、当該先進事例を全国に展開することで子ども農山漁村交流プロジェクトの取組を推進し、参加児童数が増加することで地域の元気をつくることに寄与する。</p>	<p>0018</p>
<p>(6)</p>	<p>地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)</p>	<p>121百万円 (115百万円)</p>	<p>137百万円 (136百万円)</p>	<p>93百万円</p>	<p>—</p> <p>地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を開設し、移住希望者のニーズに応じて地方自治体に繋ぐこととしているほか、地方への移住・交流に関する都市住民のニーズや意識、動向を把握する。また、地方への移住・交流のための全国フェアの開催等により、移住・交流の機運を醸成する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 移住・交流に関するあっせん件数:11,000件(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 「移住・交流情報ガーデン」来場者数:12,772人(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地方への移住・交流の推進に要する経費を措置し、「移住・交流情報ガーデン」において移住希望者のニーズに応じた地方への移住関連情報の提供・相談支援を実施することにより、地方への移住・交流の機運を醸成することで、地方への人の流れの創出に寄与する。</p>	<p>0019</p>
<p>(7)</p>	<p>地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)</p>	<p>135百万円 (106百万円)</p>	<p>135百万円 (94百万円)</p>	<p>150百万円</p>	<p>6</p> <p>地域おこし協力隊の拡充のため、全国サミットや制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、自治体職員や隊員双方への研修の充実・強化により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 地域協力活動に従事する隊員数:8,000人(令和6年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 モデル事業実証事業数:8事例(平成28年度)全国サミット参加者数:1,000人(平成30年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域おこし協力隊の推進に要する経費にて、全国サミットや制度説明会等の開催、隊員への研修を実施することにより、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊員を8,000人を目標に拡充を図ることで、地方への人材還流の推進に寄与する。</p>	<p>0020</p>
<p>(8)</p>	<p>2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費(平成27年度)</p>	<p>11百万円 (10百万円)</p>	<p>11百万円 (7百万円)</p>	<p>0.2百万円</p>	<p>—</p> <p>過去の大規模な国際大会等の調査研究を通じて、開催都市における訪日外国人を含めた観戦者の受け入れ体制のあり方、大会がもたらす交流人口の増加や経済波及効果の効果的な引き出し方など、大会開催を契機とした有効な地域活性化手法の在り方について検証を行う。</p> <p>調査研究で得た知見は、大規模な国際大会の試合開催やキャンプ地受け入れを予定している関係自治体をはじめとする職員にむけて、スポーツ大会等の機会を生かして地域資源や特性を生かした創意工夫のある取組を行っていく上での指針となるような成果物(報告書)をとりまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有意性が確認され、各関係自治体に提示した事例数:20(平成31年度まで)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及びラグビーワールドカップ2019を通じた地域活性化に要する経費を措置することにより、大規模な国際大会を契機として地方自治体が地域活性化をしていく手法についての調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした取組が全国の関係自治体で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	<p>0021</p>

(9)	地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費(平成28年度)	16百万円 (13百万円)	12百万円 (9百万円)	8百万円	<p>平成30年12月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと総合戦略(2018改訂版)」において、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、地域運営組織を形成することが重要であるとの方針が示されていることを踏まえ、地域運営組織に関する先進事例を体系的に整理・提供するとともに、特に地域運営組織の形成期における外部人材の有効活用や組織・人材・拠点の一体的な取組等に向けた環境整備など、地域運営組織の健全かつ持続的な運営を確保するための方策について調査研究を行う。</p> <p>—</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した先進事例数:25(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究の対象とした先進事例数:30(平成31年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費を措置することにより、地域運営組織の健全かつ持続的な運営の調査研究が進むことが見込まれ、その調査研究結果を活かした地域の課題解決のための取組が全国で行われることで、地域の活性化に寄与する。</p>	0022
(10)	中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業	—	5百万円 (2百万円)	5百万円	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」(平成30年6月閣議決定)を受けて、地方自治体と連携しながら、日本とゆかりのある方々を含む日系社会とのネットワーク強化を行うために、日本の地方自治体による県人会等への加入促進に向けたイベントの開催や地方自治体への訪問・受入れ等を通じて、新たな担い手の確保等につながる取組をモデル的に実施し、その手法を各地方自治体に共有する。</p> <p>—</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 各年度において、全国の地方自治体提示するモデル事業成果数:5件(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 各年度において実施するモデル事業数:5件(平成31年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p>	0023
(11)	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年)	—	—	—	<p>3</p> <p>人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。</p>	
(12)	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	—	—	—	<p>7</p> <p>中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。</p>	

					施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	<p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>6. 地方創生の推進</p> <p>(1) 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援</p> <p>(3) まちづくりとまちの活性化</p> <p>(4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等</p> <p>(5) これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展</p>
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	<p>第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり</p> <p>1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化</p> <p>(1) Society5.0時代の実現</p> <p>(3) 所得向上策の推進</p> <p>3. 地方創生の推進</p> <p>(1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出</p> <p>(4) 地方分権改革の推進等</p> <p>(5) 対流促進型国土の形成</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(3) 外国人材の受入れとその環境整備</p> <p>(4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現</p> <p>(5) 資源・エネルギー、環境対策</p> <p>第3章 経済再生と財政健全化の好循環</p> <p>1. 新経済・財政再生計画の着実な推進</p> <p>2. 経済・財政一体改革の推進等</p> <p>(1) 次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革</p> <p>(2) 主要分野ごとの改革の取組</p>
					未来投資戦略2017	平成29年6月9日	<p>Ⅲ 地域経済好循環システムの構築</p> <p>1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上</p> <p>地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。</p> <p>事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。</p> <p>域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。</p> <p>iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化</p> <p>・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。</p>
					未来投資戦略2018	平成30年6月15日	<p>Ⅱ。経済構造革新への基盤づくり</p> <p>[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備</p> <p>1. 基盤システム・技術への投資促進</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的政策</p> <p>iii) 新たな技術・ビジネスへの対応</p> <p>③ シェアリングエコノミーの促進</p> <p>・地域における社会課題解決や経済の活性化を図るため、自治体等によるモデル的取組事例への支援を行い、低未利用スペースの活用や働き場の創出などシェアリングエコノミーの活用を促進する。</p>

政策の予算額・執行額

4,928百万円
(2,717百万円)

4,216百万円
(2,301百万円)

2,993百万円

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

成長戦略フォローアップ	令和元年6月21日	<p>I. Society5.0の実現</p> <p>1. デジタル市場のルール整備</p> <p>ii) データ流通の促進</p> <p>5. スマート公共サービス</p> <p>i) 個人、法人による手続の自動化</p> <p>ii) 行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <p>7. 脱炭素社会の実現を目指して</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的政策</p> <p>iv) エネルギー分野での取組</p> <p>III. 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>3. 人口急減地域の活性化</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p>
ニッポン一億総活躍プラン	平成28年6月2日	<p>5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(11) 地方創生</p> <p>地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産を活かしながら進めていくことが重要である。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」21及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」22に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。</p>
まち・ひと・しごと創生基本方針2017	平成29年6月9日	<p>III. 各分野の施策の推進</p> <p>4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>①まちづくりにおける地域連携の推進</p> <p><概要></p> <p>○定住自立圏</p> <p>・圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。</p> <p><具体的取組></p> <p>◎定住自立圏の取組内容の深化</p> <p>・平成32年度に定住自立圏の形成数を140圏域とするを旨とする(平成29年4月1日現在:118圏域)。</p> <p>・より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。</p> <p>④集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成</p> <p>人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。</p>

		<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)</p>	<p>平成29年12月22日</p>	<p>アクションプラン(個別施策工程表) (2)-(オ)⑤「地域おこし協力隊」の拡充 ●短期・中長期の工程表 2020年KPI(成果目標) ○地域おこし協力隊の活動隊員数4,000人(2020年度)</p> <p>本文 (4)-(ア)-D-① 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インバウンド波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。 また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における「稼げるまちづくり」の取組事例集「地域のチャレンジ100」、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。</p>
		<p>まち・ひと・しごと創生基本方針 2018</p>	<p>平成30年6月15日</p>	<p>Ⅱ. 地方創生の基本方針 1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化 2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行 (1) 若者を中心とした UJターン対策の抜本的強化 (2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業掘り起こし6年間で24万人 (3) 地方における外国人材の活用 (4) 国民の関心を惹きつける効果的・戦略な情報発信</p> <p>Ⅲ. 各分野の施策推進 1. わくわく地方生活実現政策パッケージ (1) UJターンによる起業・就者創出(6年間で万人) (2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業掘り起こし6年間で24万人 (3) 地方における外国人材の活用 (4) 地域おこし協力隊の拡充(6年後に8千人) (5) 子供の農山漁村体験充実</p>
		<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)</p>	<p>平成30年12月21日</p>	<p>(2) 地方への新しいひとの流れをつくる (オ) 地方移住の促進 ① 地方移住希望者への支援体制 ② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」・「二地域居住」の本格推進) ③ 移住・定住施策の好事例の横展開 ④ 「生涯活躍のまち」の推進 ⑤ 「地域おこし協力隊」の拡充 ⑥ 地域と多様な関わりの創出 ⑦ 地方生活の魅力の発進 ⑧ UJターンによる起業・創業者創出</p>

				まち・ひと・しごと創 生基本方針2019	令和元年6月 21日	<p>Ⅱ 第2期に向けての基本的な考え方</p> <p>3. 第2期における新たな視点 (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する</p> <p>Ⅲ 各分野の当面の主要な取組 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (4) 「関係人口」の創出・拡大</p> <p>Ⅴ 各分野の施策の推進 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす (2) 新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築 2. 地方への新しいひとの流れをつくる (4) 地方移住の推進 (5) 関係人口の創出・拡大 (6) 子供の農山漁村体験の充実 (7) 地域おこし協力隊の拡充 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる (5) 多文化共生の地域づくり 4. 時代に合った地域づくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する (1) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり (2) Society5.0の実現に向けた技術の活用 (3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進 (5) まちづくりにおける地域連携の推進 (8) 集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成</p>
--	--	--	--	-------------------------	---------------	---

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。]

※6 政策の概要及び測定指標①②の施策目標については、経済財政諮問会議で議論された資料(H29.5.11)等で用いられている文言に合わせて修正した。